

青森市競争入札参加資格等に関する規則

平成17年4月1日
青森市規則第161号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項又は第167条の11第2項の規定により、市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)、物品の売買又は修繕、製造の請負、委託、賃貸借等の一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、当該資格の審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(競争入札参加資格)

第2条 競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- 一 政令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- 二 青森市財務規則(平成17年青森市規則第63号)第102条の規定に該当しないこと。
- 三 市が発注する業務を行うに当たり、法律上必要とする許可を受け、又は資格等を有していること。
- 四 国税及び地方税を滞納していないこと。
- 五 市が発注する業務と同種の業務における履行実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況からみて、市の契約の相手方として適当と認められること。
- 六 第4条第1項の競争入札参加資格審査申請書(同項の規定により添付しなければならない書類を含む。)の記載内容が事実と反していないこと。

(資格審査)

- 第3条 競争入札に参加しようとする者は、前条に規定する資格を有するかどうかについて、市長の審査(以下「資格審査」という。)を受けなければならない。
- 2 前項の競争入札に参加しようとする者のうち、建設工事の競争入札に参加しようとする者にあつては、資格審査の前に、あらかじめ建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査(以下「経営事項審査」という。)を受けなければならないものとする。ただし、設計金額(支給品の額を含む。以下同じ。)が130万円以下の維持修繕工事の競争入札に参加しようとする者については、市内に本店(個人にあつては主たる事業所)を有する者に限り、経営事項審査を要しないものとする。
 - 3 資格審査は、隔年に一回行う定期のもの(以下「定期の資格審査」という。)のほか、随時行うもの(以下「随時の資格審査」という。)とする。

(資格審査の申請)

- 第4条 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書に市長が別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 定期の資格審査を受けようとする者は、当該定期の資格審査を行う年の1月11日から2月10日までの間に前項に規定する申請書及び添付書類を提出しなければならない。ただし、当該申請書及び添付書類の提出を郵便等(宅配便を含む。)により行う場合は、1月31日までの消印(宅配便の場合は、配達依頼日)のものを有効とする。
 - 3 随時の資格審査を受けようとする者は、定期の資格審査を行う年の4月11日からその翌年の12月10日までの間に第1項に規定する申請書及び添付書類を提出しなければならない。ただし、当該申請書及び添付書類の提出を郵便等(宅配便を含む。)により行う場合は、当該申請書及び添付書類の提出期限直前の11月30日までの消印(宅配便の場合は、配達依頼日)のものを有効とする。

(資格の認定)

第5条 市長は、前条の規定により申請書及び添付書類の提出があったときは、第10条に規定する青森市競争入札参加資格等審査会の意見を聴いて、第2条に規定する資格があるかどうかの認定を行うものとする。

(資格の認定結果の通知)

第6条 市長は、前条の規定により資格の認定を行ったときは、資格審査を受けた者に対し、遅滞なくその結果を通知するものとする。

(資格の有効期間)

第7条 定期の資格審査を受けた者に係る第5条の規定により認定を受けた資格の有効期間(以下「有効期間」という。)は、当該定期の資格審査を受けた年の4月1日から翌々年の3月31日までとする。

2 随時の資格審査を受けた者に係る有効期間は、次の各号に掲げる前条の規定による通知のあった日の属する期間の区分に応じ、当該通知があった日の翌月1日から当該各号に定める日までとする。

- 一 定期の資格審査を行う年の4月1日から12月31日まで その年の翌々年の3月31日
- 二 定期の資格審査を行う年の翌年の1月1日から12月31日まで その年の翌年の3月31日

(工事業者名簿等)

第8条 市長は、第五条の規定による資格の認定を終了したときは、次の事項を記載した工事業者名簿、業種別工事業者名簿、物品業者名簿、業種別物品業者名簿、委託業者名簿及び業種別委託業者名簿を作成するものとする。

- 一 業者名及び所在地
- 二 工事種類別等級(建設工事に係るものに限る。)
- 三 その他必要事項

2 前項に規定する工事業者名簿、物品業者名簿及び委託業者名簿は、市内、市外及び県外業者の別に登載するものとし、業種別工事業者名簿、業種別物品業者名簿及び業種別委託業者名簿は、市内、市外及び県外業者の別に各業種ごとに分類し登載するものとする。

(等級の決定等)

第9条 前条第1項第2号の工事種類別等級は、経営事項審査の結果、建設業法第27条の2第1項の規定により通知を受けた総合評定値及び過去2年間に青森市が発注した建設工事に係る工事成績等を勘案して、市長が決定するものとする。

2 前項の工事種類別等級は、建設工事の種類に応じ次の各号のとおり区分し、その等級に応じた発注の標準となる請負工事の設計金額は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 土木一式工事

等級	設計金額
A	35,000千円以上
B	10,000千円以上35,000千円未満
C	5,000千円以上10,000千円未満
D	5,000千円未満
E	1,300千円以下(維持修繕工事に限る。)

二 建築一式工事

等級	設計金額
A	100,000千円以上
B	10,000千円以上100,000千円未満

C	10,000千円未満
E	1,300千円以下（維持修繕工事に限る。）

三 電気工事、管工事及びは装工事

等級	設計金額
A	20,000千円以上
B	5,000千円以上20,000千円未満
C	5,000千円未満
E	1,300千円以下（維持修繕工事に限る。）

四 とび・土工・コンクリート工事

等級	設計金額
A	10,000千円以上
B	5,000千円以上10,000千円未満
C	5,000千円未満
E	1,300千円以下（維持修繕工事に限る。）

五 その他の工事

等級	設計金額
A	1,300千円超（維持修繕工事以外は1,300千円以下も含む。）
E	1,300千円以下（維持修繕工事に限る。）

（青森市競争入札参加資格等審査会）

第10条 第5条の規定による資格の審査のため、青森市競争入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（審査会の所掌事務）

第11条 審査会は、競争入札に参加する者に必要な資格の審査その他市長が必要と認める事項について処理する。

（審査会の組織）

第12条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職にある者をもって充てる。

- 一 会長 副市長
- 二 副会長 総務部長
- 三 委員 市民政策部長、財務部長、市民生活部長、環境部長、健康福祉部長、経済部長、農林水産部長、都市整備部長、浪岡事務所副所長、市民病院事務局及び教育委員会事務局教育部長

（審査会の会長及び代理者）

第13条 会長は、審査会を総理する。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が不在のときは、副会長がその職務を代理する。

（審査会の会議）

第14条 審査会の会議は、毎年1回開くものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、随時、会議を開くことができる。

- 2 審査会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査会の会議は、公開しない。
- 5 関係職員は、審査会の会議の内容を他に漏らしてはならない。

(審査会の庶務)

第15条 審査会の庶務は、総務部契約課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日(以下「施行日」という。)の前日において、合併前の青森市競争入札参加資格等に関する規則(平成12年青森市規則第2号。以下「合併前の青森市規則」という。)第5条の規定より資格の認定(合併前の青森市規則第7条第1項の規定による等級の決定を含む。)を受けている者及び合併前の浪岡町指名競争入札参加者の資格に関する規則(昭和61年浪岡町規則第22号。以下「合併前の浪岡町規則」という。)第5条の規定により等級の格付けを受けている者は、それぞれこの規則の相当規定により認定及び等級の決定を受けた者とみなす。
- 3 前項の規定により、この規則による認定及び等級の決定を受けた者とみなされた者に係る当該資格の有効期間は、第8条の規定にかかわらず、施行日から平成18年3月31日までとする。
- 4 施行日の前日において合併前の青森市規則第九条の規定により作成している工事業者名簿、業種別工事業者名簿、物品業者名簿、業種別物品業者名簿、委託業者名簿及び業種別委託業者名簿並びに合併前の浪岡町規則第12条の規定により作成している有資格者名簿は、施行日において第9条の規定により作成した名簿とみなす。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成17年5月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年7月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則
(施行期日)
- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この規則による改正後の青森市競争入札参加資格等に関する規則第 3 条、5 条及び第 7 条から第 11 条までの規定は、平成 24 年 1 月 11 日から同年 2 月 10 日までの間に競争入札参加資格申請書等を提出した者に係る入札参加資格の認定及び等級の決定から適用する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成 27 年 1 月 13 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。